

第149号議案福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてに対する修正案
福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。
第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第4条に係る部分を次のように改める。

(知事等の退職手当の支給制限)

第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第143条第1項の規定により失職したとき。
- (2) 副知事が地方自治法第164条第2項の規定により失職したとき。
- (3) 副知事とその在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。
- (4) 常勤の監査委員が地方自治法第180条の5第7項、第198条の2第2項または第201条の規定により失職したとき。

2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

- (1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為等があったと知事が認定するとき。
- (2) 知事が地方自治法第83条の規定により失職したとき。

(3) 副知事または常勤の監査委員が地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第6条に係る部分を次のように改める。

(退職手当の支払の差止め)

第6条 退職した知事等の在職期間中の非違もしくは懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

第1条のうち第4条を第8条とし、第3条の次に4条を加える改正規定中第7条に次の1項を加える。

3 第4条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の2に係る部分を次のように改める。

(退職手当の支給制限)

第4条の2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第9条第1項の規定により失職したとき。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第7項の規定により失職したとき。

2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

(1) その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったと知事が認定するとき。

(2) 地方教育行政法第7条第1項の規定により罷免されたとき。

(3) 地方教育行政法第8条第2項において準用する地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の4に係る部分を次のように改める。

（退職手当の支払の差止め）

第4条の4 退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条の2第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

第2条のうち第4条の次に5条を加える改正規定中第4条の5に次の1項を加える。

3 第4条の2第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

(福井県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

修正案	原案
<p>(知事等の退職手当の支給制限)</p> <p>第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副知事がその在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為等があったと知事が認定するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>5 知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</p> <p>6 福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>7 退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は</p>	<p>(知事等の退職手当の支給制限)</p> <p>第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 副知事がその在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為」という。）があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為があったと知事が認定するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

、取り消されたものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第6条 退職した知事等の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

(退職した知事等の退職手当の返納)

第7条 (略)

2 (略)

3 第4条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

(退職手当の支払の差止め)

第6条 退職した知事等の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定により差し止めた退職手当は、前項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

(退職した知事等の退職手当の返納)

第7条 (略)

2 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

修正案	原案
<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職または停職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為等」という。）があったと知事が認定するとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 <u>知事は、前2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>知事は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福井県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>知事は、第1項または第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。</u></p> <p>6 <u>福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。</u></p> <p>7 <u>退職手当の支払いを差し止める処分があった場合であって、当該退職手当に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該退職手当の支払を差し止める処分は、取り消されたものとみなす。</u></p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第4条の4 <u>退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為等（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事また</u></p>	<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為」という。）があったと知事が認定するとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第4条の4 <u>退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事また</u></p>

たは知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定による退職手当の支払を差し止める処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該処分後の事情の変化を理由に、当該処分を行った知事に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第4条の2第3項および第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

4 第1項の規定により差し止めた退職手当は、同項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職した教育長の退職手当の返納）

第4条の5 （略）

2 （略）

3 第4条の2第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による処分について準用する。

は知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定により差し止めた退職手当は、前項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職した教育長の退職手当の返納）

第4条の5 （略）

2 （略）

観点		【原案（理事者案）】 「懲戒免職相当」 に限定した場合	【修正案（自民当初案）】 「懲戒処分相当」 まで拡大した場合	修正検討案	一般職の場合の処分標準例				(参考)																																																																																					
					淫行	痴漢	盗撮	無断欠勤	管理監督責任																																																																																					
懲戒処分	免職相当	該当	該当	該当	●																																																																																									
	停職相当	非該当			●	●																																																																																								
	減給相当					●	●	●																																																																																						
	戒告相当						●	●																																																																																						
処分外	注意	非該当	非該当	非該当				●																																																																																						
比較		<ul style="list-style-type: none"> ・（停職相当・減給相当の場合の）本人からの訴訟リスクは↓ ・懲戒限定は県民感情と合わない ・免職相当（0支給）とそれ以外（満額支給）の差が大き過ぎ、判断を躊躇する可能性。 ・調査時間は短く済む可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・（停職相当・減給相当の場合の）本人からの訴訟リスク↑ ・県民の同意を得やすい ・免職相当からそれ以外まで柔軟に対応できる（ただし判断は難しくなる） ・調査時間が長くなる可能性 	⇒減 （訴訟リスクを減らした上で、原案よりも幅広い非違行為に対し、退職金を減額可能）	(参考) 交通事故の場合																																																																																									
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免職</th> <th>停職</th> <th>減給</th> <th>戒告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(1) 飲酒運転</td> </tr> <tr> <td>ア 酒酔い</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 人身事故あり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 酒気帯び</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 人身事故あり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 措置義務違反あり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2) 飲酒運転以外での人身事故</td> </tr> <tr> <td>ア 死亡又は重篤な傷害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 措置義務違反あり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 傷害</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> 措置義務違反あり</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(3) 飲酒運転以外の交通法規違反</td> </tr> <tr> <td> 著しい速度超過等悪質な交通法規違反</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> 物損・措置義務違反あり</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						免職	停職	減給	戒告	(1) 飲酒運転					ア 酒酔い	○	○			人身事故あり	○	○			イ 酒気帯び	○	○	○		人身事故あり	○	○			措置義務違反あり	○	○			ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	○	○	○	○	※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定					(2) 飲酒運転以外での人身事故					ア 死亡又は重篤な傷害	○	○	○		措置義務違反あり	○	○			イ 傷害			○	○	措置義務違反あり		○	○		(3) 飲酒運転以外の交通法規違反					著しい速度超過等悪質な交通法規違反		○	○	○	物損・措置義務違反あり		○	○	
	免職	停職	減給	戒告																																																																																										
(1) 飲酒運転																																																																																														
ア 酒酔い	○	○																																																																																												
人身事故あり	○	○																																																																																												
イ 酒気帯び	○	○	○																																																																																											
人身事故あり	○	○																																																																																												
措置義務違反あり	○	○																																																																																												
ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	○	○	○	○																																																																																										
※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定																																																																																														
(2) 飲酒運転以外での人身事故																																																																																														
ア 死亡又は重篤な傷害	○	○	○																																																																																											
措置義務違反あり	○	○																																																																																												
イ 傷害			○	○																																																																																										
措置義務違反あり		○	○																																																																																											
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反																																																																																														
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		○	○	○																																																																																										
物損・措置義務違反あり		○	○																																																																																											